

青森県報

第二千六百六十六号

平成十八年
八月十四日
(月曜日)

目次

告 示

公有水面埋立ての免許…………… (港湾空港課) …… 一
 証紙売りさばき人の住所の変更…………… (出 納 課) …… 二
 青森県立郷土館の特別展の観覧に係る使用料のうち特別展
 の開催の前日までに納付する場合の使用料の徴収事務の委
 託…………… (教育庁文化
 財保護課) …… 二

公 告

特定非営利活動促進法第十条第一項の規定による公告…………… (県 民 生 活
 政 策 課) …… 三
 大規模小売店舗の新設に関する届出…………… (経 営 支 援 課) …… 三
 大規模小売店舗の変更の届出…………… (同) …… 四
 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要…………… (同) …… 五
 県営土地改良事業計画変更の決定…………… (農 村 整 備 課) …… 五

出 先 機 関

土地改良区の役員の住所変更…………… (中 南 地 域
 農 林 水 産 局) …… 六
 土地改良事業の工事の完了…………… (同) …… 六
 土地改良区の役員の就任及び退任…………… (農 林 水 産 局
 農 林 水 産 所) …… 七
 右…………… (同) …… 七
 土地改良区の役員の退任…………… (同) …… 八

正 誤

平成十年七月二十九日及び平成十六年三月十九日定例出先
 機関中…………… (農村整備課) …… 八

告 示

青森県告示第五百九十八号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、平成十八年八月七日次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

平成十八年八月十四日

青森港港湾管理者 青 森 県
 代表者 青森県知事 三 村 申 吾

一 免許を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名
 1 免許を受けた者の住所及び名称
 青森市長島一丁目の一
 青森県

2 代表者の住所及び氏名
 青森市長島一丁目の一
 青森県知事 三村 申吾

二 埋立区域
 1 位置

青森市本町四丁目一番地一五、二番地一四、二番地一二及び二番地一一の地先
 公有水面

2 区域

次の各地点のうち の地点から の地点までを順次に結んだ線、 の地点から
 三五〇度三八分〇三秒四四・〇三メートルを円心とする半径四四・〇三メートル
 の円周で の地点と の地点を結ぶ南東側の円弧、 の地点から の地点までを
 順次に結んだ線及び の地点と の地点を結んだ線により囲まれた区域

の地点 新北防波堤西灯台(北緯四〇度五〇分〇八秒、東経一四〇度四五分〇

二秒) から一五三度三五分一六秒五二・五八メートルの地点

の地点 ①の地点から八〇度三五分三一秒一六・二三メートルの地点

の地点 ②の地点から二〇〇度三三分一〇秒二七・一一メートルの地点

の地点 ③の地点から一三八度二〇分二秒一五・四七メートルの地点

の地点 ④の地点から一一〇度四分〇三秒二・三〇メートルの地点

の地点 ⑤の地点から一七〇度五二分五一秒二二・九四メートルの地点

の地点 ⑥の地点から二六〇度三八分〇一秒四一・九五メートルの地点

の地点 ⑦の地点から二六〇度三八分〇一秒〇〇・一九メートルの地点

の地点 ⑧の地点から三五〇度三五分三一秒三一・五〇メートルの地点

の地点 ⑨の地点から八〇度三八分〇一秒二六・八三メートルの地点

の地点 ⑩の地点から三五〇度三八分〇一秒〇〇・七二メートルの地点

の地点 ⑪の地点から八〇度三八分〇一秒五四・〇〇メートルの地点

の地点 ⑫の地点から五〇度三五分三六秒四四・〇九メートルの地点

の地点 ⑬の地点から二〇度三三分一〇秒八二・一九メートルの地点

の地点 ⑭の地点から一一〇度三三分一〇秒〇・七〇メートルの地点

3 面積 六、三〇三・二〇平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

青森市本町四丁目一番地一五、二番地二二、二番地一一の地内並びに同町四丁

目一番地一五、二番地一四、二番地二二及び二番地一一の地先公有水面

2 区域

次の各地点のうち①の地点から⑭の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と

⑭の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 新北防波堤西灯台(北緯四〇度五〇分〇八秒、東経一四〇度四五分〇

二秒) から一九一度〇八分三一秒三四一・六九メートルの地点

②の地点 ①の地点から八〇度三五分三一秒三〇四・一一メートルの地点

③の地点 ②の地点から一七〇度三五分三一秒一五五・三八メートルの地点

④の地点 ③の地点から一七〇度三五分三一秒一四・四一メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から一九八度二五分一五秒一三〇・二四メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から二六四度三九分三九秒五・〇〇メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から一九九度五九分五〇秒一三・四二メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から一一〇度四分〇三秒二二・三〇メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から一七〇度五二分五一秒二二・九四メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から一七〇度五二分五一秒一四・四九メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から二六〇度四九分二七秒二四二・二四メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から三五〇度三五分三一秒二二・〇〇メートルの地点

3 面積

九三、八一五・一七平方メートル

四 埋立地の用途

緑地、保管施設用地

青森県告示第五百九十九号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例(昭和三十九年四月青森県条例第十号)第九条の規定により告示する。

平成十八年八月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

青森市大字宮田字玉水一一九の一

青森県動物愛護協会

二 変更内容

1 変更前の住所

青森市松原二丁目八の二

2 変更後の住所

青森市大字宮田字玉水一一九の一

青森県告示第六百号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、株式会社サークルKサンクスに対し、平成十八年九月十五日から同年十一月五日まで開催する青森県立郷土館の特別展の観覧に係る使用料の徴収の事務のうち、平成十八年八月十四日から同年九月十四日まで期間における特別展の開催の前日までに納付す

る場合の使用料の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十八年八月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年八月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

平成十八年八月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) 平内複合商業施設

東津軽郡平内町大字小湊字外ノ沢地内

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

マックスバリュ東北株式会社

秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五

代表取締役 反田悦生

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 マックスバリュ東北株式会社

秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五

代表取締役 反田悦生

2 株式会社ツルハ

北海道札幌市東区二十四条二〇丁目一の二一

代表取締役社長 鶴羽樹

3 株式会社サンデー

八戸市根城六丁目二二の一〇

代表取締役社長 和田正徳

4 その他は、未定

四 大規模小売店舗の新設する日

平成十九年三月二十一日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

三、七六五平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

一八一台(位置は、届出書添付図面のとおり)

2 駐輪場の位置及び収容台数

一〇〇台(位置は、届出書添付図面のとおり)

3 荷さばき施設の位置及び面積

二五二平方メートル(位置は、届出書添付図面のとおり)

五 定款に記載された目的

この法人は障害を持つ人と地域の人々が手をたずさえて生きていけるために必要な生活支援などの事業を行なう事により、地域社会の中で、よりよい「輪」をつくり、社会福祉の増進と住みよい社会づくりに寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

五〇立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(一) マックスバリュ東北株式会社

開店時刻 午前九時（ただし、年間七日間午前六時、年間三十日間午前八時）

閉店時刻 午前零時

(二) 株式会社ツルハ

開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時

(三) 株式会社サンデー

開店時刻 午前九時（ただし、年間七日間午前六時、年間三十日間午前八時）

閉店時刻 午後九時

(四) その他小売業を行う者（未定分）

開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分（ただし、年間七日間午前五時三十分、年間三十日間午前七時三十分）から午前零時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

二か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

平成十八年七月二十日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び平内町役場

2 期間

平成十八年八月十四日から同年十二月十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、平内町役場にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十八年十二月十四日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年八月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）樋のロシヨッピングセンター

弘前市大字樋の口二丁目八の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六 の二五 代表取締役 反田悦生 株式会社サンワード 青森市大字石江字三好六九の一 代表取締役社長 中村勝弘	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六 の二五 代表取締役 反田悦生 株式会社サンワード 青森市大字石江字三好六九の一 代表取締役社長 中村勝弘	平成 一六・六・五

ロック開発株式会社 東京都千代田区神田佐久間川岸 六七 代表取締役社長 横田稔弘	ロック開発株式会社 東京都千代田区神田佐久間川岸 六七 代表取締役社長 羽間和彦
---	---

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社

秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五

代表取締役 反田悦生外

四 届出年月日

平成十八年七月二十日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び弘前市役所

2 期間

平成十八年八月十四日から同年十二月十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十八年十二月十四日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年八月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ五所川原

五所川原市大字唐笠柳字藤巻六二〇の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

大和情報サービス株式会社

東京都台東区上野七丁目一四の四

代表取締役 坂倉正宏

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び五所川原市役所

2 期間

平成十八年八月十四日から同年九月十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、五所川原市役所にあつては、その執務時間内とする。

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、谷地頭北部地区の県営土地改良事業（一般農道整備事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十八年八月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧に供する書類
- 土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
- 平成十八年八月十五日から同年九月十一日まで
- 三 縦覧の場所
- 三沢市役所

出 先 機 関

土地改良区の役員住所変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、長瀬郷土地改良区から、次のとおり役員住所変更の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十八年八月十四日

中南地域県民局長 天 童 光 宏

役員 の 区 別	氏 名	住 所	住所 変更の 年 月 日
理事	佐藤 善治	旧住所 中津軽郡岩木町大字駒越字高田一〇 新住所 弘前市大字駒越字高田一〇	平成一八・二・二七
"	佐藤 修一	旧住所 中津軽郡岩木町大字真土字東川二四一 新住所 弘前市大字真土字東川二四一	"
"	齊藤 秀明	旧住所 中津軽郡岩木町大字一町田字村元六六一の二 新住所 弘前市大字一町田字村元六六一の二	"

監事	八嶋 忠満	旧住所 中津軽郡岩木町大字高屋字安田六八三 新住所 弘前市大字高屋字安田六八三	"
"	笹 善次	旧住所 中津軽郡岩木町大字高屋字安田六八三 新住所 弘前市大字高屋字安田六八三	"
"	秋元 孝之	旧住所 中津軽郡岩木町大字熊嶋字里見三〇三 新住所 弘前市大字熊嶋字里見三〇三	"
"	木村 久栄	旧住所 中津軽郡岩木町大字一町田字浅井四七一 新住所 弘前市大字一町田字浅井四七一	"

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成十八年八月十四日

中南地域県民局長 天 童 光 宏

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了年月日
十七年災農地災害復旧事業	平川市	平成一八・六・三〇
"	"	"
"	"	"

十七年災農業用施設災害復旧事業	二五・一〇一	二五・一〇二	二五・七	二五・六	二五・五	二五・四
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、奥入瀬川南岸土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十八年八月十四日

上北地方農林水産事務所長 小山田 久

役員別	氏名	住 所	就任及び退任の年月日
理事	成田 隆	上北郡おいらせ町神明前一三九	平成 一六・六・二六就任
〃	古館 成光	十和田市大字伝法寺字泉田九五の五	〃
〃	出戸 一男	上北郡六戸町大字上吉田字坂ノ下五八の四	〃
〃	前川原俊雄	〃 おいらせ町西前川原一八の二	〃
〃	田中 敏雄	〃 六戸町大字鶴喰字石森三二の四	〃
〃	田中 清作	十和田市大字米田字一本松二二	〃
〃	馬場富四郎	上北郡おいらせ町秋堂二の一	〃
〃	大竹 光雄	十和田市大字米田字種原一五〇の一	〃

馬場 雄弘	上北郡おいらせ町三本木一〇一	〃
田中 勲	〃 明士三四の四	〃
小林 勲	〃 六戸町大字柳町字柳町一五の四	〃
戸館 保人	八戸市大字市川町字船場川原二六の三	〃
三浦 正春	上北郡六戸町大字小平字小平二	〃
蛭名 良夫	〃 おいらせ町中谷地二六の四	〃
小笠原秋彦	十和田市大字伝法寺字泉田五五の三	〃
成田 隆	上北郡おいらせ町神明前一三九	〃
古館 成光	十和田市大字伝法寺字泉田九五の五	〃
馬場 雄弘	上北郡おいらせ町三本木一〇一	〃
田中 義政	〃 六戸町大字小平字千刈田三〇	〃
出戸 一男	〃 大字上吉田字坂ノ下五八の四	〃
馬場富四郎	〃 おいらせ町秋堂二の一	〃
田中 勲	〃 明士三四の四	〃
前川原俊雄	〃 西前川原一八の二	〃
力石 堅嗣	十和田市大字滝沢字館二七	〃
田中 清作	〃 大字米田字一本松二二	〃
濱 定美	八戸市大字市川町字高屋敷三二の二	〃
田中 敏雄	上北郡六戸町大字鶴喰字石森三二の四	〃
藤島石太郎	十和田市大字伝法寺字泉田五二の九	〃
蛭名 吉己	上北郡おいらせ町中谷地二六	〃
三浦 正春	〃 六戸町大字小平字小平二	〃

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、北三沢土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十八年八月十四日

上北地方農林水産事務所長 小山田 久

役員別の氏名	住 所	就任及び退任の年月日
理事 沼田 勝美	三沢市朝日二丁目四八六の一	平成 一六・七・三就任
中村 廣光	六川目二丁目一〇の一〇〇六	"
立崎 孝夫	塩釜四丁目四七の五	"
三田 節夫	六川目六丁目三三の七	"
坂田 正彦	谷地頭四丁目二九八の七九	"
柿本 剛	越下一丁目一〇二三	"
沼田 年幸	大字天ヶ森字天ヶ森一三の三八五	"
田中 正孝	織笠二丁目二五八七の一	"
浪岡 英悦	塩釜四丁目四七の九	"
田中 清吉	" 三丁目一四五の二二九	"
織笠 誠一	谷地頭二丁目六九五の二	"
小向 國政	織笠二丁目一五〇	"
松館 吉美	塩釜二丁目二〇四	一六・七・二退任
沼田 勝美	朝日二丁目四八六の一	"
久保 忠美	六川目三丁目一四五の二六一	"
中村 廣光	" 二丁目一〇一の一〇〇六	"
織笠 正勝	高野沢二丁目一四六九の二	"
小向 國政	織笠二丁目一五〇	"
沼田 年幸	大字天ヶ森字天ヶ森一三の三八五	"
沼田 石	谷地頭二丁目六七八の一	"
坂上 勝行	塩釜四丁目四七の六	"
坂田 正彦	谷地頭四丁目一九八の七九	"
三田 節夫	六川目六丁目三三の七	"
立崎 孝夫	塩釜四丁目四七の五	"
柿本 剛	越下一丁目一〇二三	"
宮古 義美	織笠四丁目二六五七	"
田中 正孝	" 二丁目二五八七の一	"
馬場 信保	根井二丁目九八の九	"
織笠 正人	織笠二丁目二六二二の一	"

田中 清吉 " 塩釜三丁目一四五の二二九 "

土地改良区の役員退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、天間林土地改良区から、次のとおり役員退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十八年八月十四日

上北地方農林水産事務所長 小山田 久

役員別の氏名	住 所	退任の年月日
監事 天間 和敏	上北郡七戸町字小田下一〇の三	平成一六・七・四
坪儀 一郎	" 字後平九	一六・七・九

正 誤

農 村 整 備 課

発行年月日	発行番号	区 分	ページ	段	行	誤	正
平成一六・七・二	第一四四八号	出先機関	七	上	表 中	濱 定美	濱 定美
平成一六・七・九	第二三〇三号	出先機関	七	下	表 中	齋藤 秀明	齋藤 秀明

(発行所・発行人) 青森市長島二丁目一番一号 青 森 県
(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東興印刷株式会社
毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭